

平成25年 第2回

川西市教育委員会（定例会）会議録

川西市教育委員会

会議日程・付議事件	1
出席委員	2
説明のため出席を求めた者	3
会議録作成者	3
審議結果	4
会議の顛末（速記録）	5 ~ 18

会議日程・付議事件

会議日時 平成25年2月21日(木) 午後2時

場 所 川西市役所 4階 庁議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備考
1		会議録署名委員の選任	
2		前回会議録の承認	
3	議案第2号	川西市立学校使用規則の一部を改正する規則の制定 について	
4		諸報告	

出席委員

委員長 松 榮 徹

委員 加 藤 隆一郎

委員 磯 部 裕 子

教育長 牛 尾 巧

説明のため出席を求めた者

教育振興部長兼学校教育室長	泉	廣治
総務調整室長	船曳	則之
教育振興部参事(施設課担当)	源田	昌弘
教育支援室長兼教育情報センター所長	松田	康宏
社会教育室長兼文化財資料館長	岡野	慶隆
中央図書館長	岸本	育子
中央公民館長	渡瀬	順之
教育振興部参事兼生涯学習センター所長	中定	久紀
教育総務課長	山澤	茂
教職員課長	樋口	大造
施設課長	橋本	隆司
学校教育課長	若生	雅史
学務課長	中西	哲
中央公民館主幹	高橋	裕美子
教育情報センター所長補佐	山本	公男

会議録作成者

教育総務課主任	岸本	匡史
---------	----	----

議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
議案 2	川西市立学校使用規則の一部を改正する規則 の制定について	25.2.21	25.2.21	可 決

[開会 午後2時]

松榮委員長 それでは、只今より、平成25年第2回川西市教育委員会(定例会)を開会いたします。

まず始めに、「本日の委員の出欠」をご報告いたします。本日は、尾市委員が欠席でございます。なお、「事務局職員の出欠」につきましては、事務局からご報告をお願いいたします。

教育総務課長 本日の「事務局職員の出欠」について、ご報告申し上げます。

(山澤) 本日は、上中教育振興部参事兼青少年センター所長が欠席でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

松榮委員長 ありがとうございます。

次に、本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程表のとおりであります。

松榮委員長 これより日程に入ります。日程第1「会議録署名委員の選任」を行います。委員長において、加藤委員、磯部委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

松榮委員長 では次に、日程第2「前回会議録の承認」でございますが、事務局において調製し、第1回定例会の会議録の写しをお手元に配付しております。事務局からご説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、第1回定例会の会議録につきまして、ご説明申し上げます。

(山澤) まず、1ページに会議日程・付議事件、2ページに出席委員を、3ページに説明のため出席を求めた者、4ページに審議結果を掲載してございます。会議録につきましては、5ページからでございます。会議次第に基づきましてご審議いただきました経過等につきまして、調製させていただいております。

最後に署名委員の署名ということで、尾市委員、磯部委員にご署名を頂戴しております。

以上でございます。

松榮委員長 ありがとうございました。

説明は終わりました。只今のご説明について、質疑はございませんか。

松榮委員長 それでは、お諮りいたします。第1回定例会の会議録につきまして、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

松榮委員長 ご異議なしと認めます。よって、会議録につきましては、承認されました。

松榮委員長 では次に、日程第3、議案第2号「川西市立学校使用規則の一部を改正する規則の制定について」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

教育総務課長
(山澤) それでは、議案第2号「川西市立学校使用規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

 本案は、受動喫煙の防止等に関する条例の制定に伴い、規則を改正する必要があるので、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めようとするものであります。

 制定しようとする規則は2ページのとおりでございますが、説明につきましては新旧対照表によりさせていただきます。3ページ、4ページをご覧ください。兵庫県の受動喫煙の防止等に関する条例が制定され、平成25年4月1日に施行されるものであります。本条例において、幼稚園を含む学校施設は「当該施設の建物内及び敷地内の区域」を喫煙することができない区域としなければならないと規定されたことから、川西市立学校使用規則の第6条第1号を改正し、「建物内及び敷地内において喫煙しないこと」と規定しようとするものです。また、あわせて、第2条では申請書の名称を現状と一致するように改め、第3条以降では、現在は使用しない漢字表記をかな表記に改め、接続詞等の整理、第4条を削り、条の繰り上げを行うなどの整理を行っております。

 なお、本規則は公布の日から施行するものとしております。

 説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

松榮委員長 ありがとうございました。
 説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんでしょうか。

松榮委員長 それでは、私から質問いたします。
 今までは、先生方は職員室では吸ってもいい状況になっていたんですか。

今後はそれもだめということになるわけでしょうね。その点はいかがでしょうか。

教育総務課長（山澤） 平成17年に、教育委員会の方から通知を出しまして、建物内及び敷地内を禁煙ということで通知は出しております。
以上であります。

松榮委員長 それでは、平成17年以降は、一応、全区域に対して学校内はすべて禁煙ということになっていたと、こういうことでございますか。

教育総務課長（山澤） そのとおりでございます。
これを改正する一番のものは、現行では第6条の第1号で、「指定の場所以外において喫煙しないこと」、「指定の場所」ということで明示しておりますので、敷地内にそういう場所があるという誤解を避けるために、「建物内及び敷地内において喫煙しないこと」というような表記に変えさせてもらっております。
以上であります。

松榮委員長 ありがとうございます。
ほかにご質問はございませんか。

松榮委員長 それでは、お諮りいたします。議案第2号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

松榮委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号につきましては、可決されました。

松榮委員長 では次に、日程第4「諸報告」であります。諸報告1「中央公民館施設管理瑕疵に関する損害賠償について」であります。事務局からご報告をお願いいたします。

中央公民館主幹（高橋） 諸報告1、「中央公民館施設管理瑕疵に関する損害賠償」につきまして報告させていただきます。資料1をご覧ください。

事故が発生したのは、平成23年11月21日午前9時頃で、公民

館登録グループの会員である相手方が、グループ活動に参加するため中央公民館へ来館し、入り口から3階講座室へ向かうためエレベーターに向かって歩いていたところ、他団体の作品展の準備のために置かれていた展示パネルにつまずき転倒、右肩関節腱板損傷と診断されたものでございます。事故当日は、救急車におきましてペリタス病院へ搬送されており、その後、同病院で通院加療を受けておられましたが、なかなか完治せず昨年9月15日に後遺障害診断書を提出されたものでございます。

本件におきましては、事故発生以来、本人及び夫との面談や連絡を取り合うなど、担当者及び職員全員で誠意をもって対応しており、公民館行事傷害補償としまして通院及び後遺障害保険381,200円をお支払しております。しかしながら、相手方は人為的な事故であるとともに後遺障害が残ったことから治療費等を請求しておられたため、訴外で、訴訟をせずに「全国市長会市民総合賠償補償保険」の対応を行い、治療費等の損害賠償額を936,989円と定めたものでございます。

また、本件におきましては、議会の権限に属する軽易な事項で市長が専決処分することができる事項にあたりますことから、12月25日付で専決処分させていただくとともに、本日開会されました平成25年第1回市議会におきまして、専決報告をさせていただいております。

最後になりましたが、中央公民館ロビーを使用します作品展等の準備におきましてはカラーコーンを設置するとともに、作業を行う団体等に対しましても注意を促すなど万全を期しておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

以上で報告を終わります。

松榮委員長

ありがとうございました。

只今のご報告について、ご質問はございませんか。

磯部委員

この事故が発生した状況ですけれども、入り口からエレベーターまでの動線上に何がどのようにあったのでしょうか。

中央公民館
主幹（高橋）

展示パネルを置いておきまして、それにつまずかれたということでございます。

磯部委員

その展示パネルは完全にその動線をふさぐもので、目視しづらくて、ぶつかるとか、そのような状況だったのでしょうか。

中央公民館主幹（高橋） 完全にふさぐということではありませんけれども、通る動線にあったということは事実であります。それで、色は床の色と同じような色なので、見えにくかったということもあるかもしれませんが、たくさんの方がそこを通るわけですので、その中で1人だけがつまずいたということを考えて、すべて市の責任であるというのは考えられないかなと思います。

以上です。

松榮委員長 少し質問させていただきます。

初め30万何がしがあって、その後、またさらに病院代が膨らんだということですか。初めの30万円も含んでトータルでこの金額になったのでしょうか。

中央公民館長（渡瀬） 先ほど説明をさせていただいたんですけども、公民館の方は、いろんな行事というか、事業をやっております。ということで、いわゆる公民館の保険に入っております。それがいわゆるお見舞金という形ですけども、最初にお支払しました381,200円が公民館の行事傷害補償、そちらからお見舞金としてお支払をしたという状況でございます。

それと、もう一点、今回、報告で上げさせていただいていますのは、相手方は、訴訟には至らなかったんですけども、市が100%悪いというような論法で来られます中でお話しをして、訴訟に係る見舞金というんですか、訴訟に係りますと、先ほど言いました全国市長会市民総合賠償補償保険、これは市の方が加入している保険ですけども、これに対応するということになるわけでございます。今回、訴訟外でお話しをして示談をしたということではあります、公民館で加入している保険とは別の、市で加入している保険でお支払したと。936,989円のお支払をしたということでございます。

松榮委員長 過去にもこういう事例はあったのでしょうか。それとも、公民館施設ないしは図書館などの教育委員会の施設の中で初めてのケースでございましたでしょうか。

中央公民館長（渡瀬） 今回のように市の賠償保険を執行したのは、過去のデータも調べたんですけども、聞くところによりますと、例はないということでございます。

ただ、この公民館の方の保険、これは若干件数はございまして、今年でいきますと、今回の分を含めて3件お支払をしているところでございます。

ちなみに、平成23年度は全部で5件、地区館を入れて5件ございまして

た。平成22年度は発生していないという状況でございます。

松榮委員長

今お聞きした範囲では、こちらへ言ってきておられるのが公正なことなのか、正しいことなのかということの判断はつきかねますけども、これが判例ではないですけど、裁判ではないですから、和解されたということで、これが前例になってしまうことを少し危惧いたしますけど、その点はいかがでございますか。

中央公民館長
(渡瀬)

今回の事案ですけども、市の顧問弁護士等ともいろいろ相談をしております。それで、公民館で加入している保険はお見舞金ということで、いわゆる6カ月で一定の通院費、それと、今回、後遺障害が残ったので、後遺障害の一定の率ということでお支払しております。これは、ほかの施設でも入っているものでございますので、対応しているわけでございます。

ただ、その管理瑕疵という話でございますけども、顧問弁護士の方は、やはり訴訟で明らかにするということでもいいんじゃないかというようなご発言もございました。それで、当然、この市長会の保険は損害保険ジャパンが窓口でございます。そちらの方と協議をしまして、やはり行政で、他市もそうですけども、なかなかそういう訴訟までして解決するというのはいかがかなということなので、お話しをする中で、示談の額、これは自動車の自賠責保険がございますが、あのあたりが基準になるそうでございますけども、この額につきましても、損保ジャパンの方からいきますと、全国的に見ても適正であるし、このような事例もあるというようなことでございますので、前例ではなしに、やはり誠意をもって対応して、訴訟までいわずに示談で対応したということで、私どもとしてはそれがひとつの一番いいやり方ではなかったかというふうに判断をしているところでございます。

松榮委員長

今おっしゃったように、市の上のご判断も仰がれて、なおかつ法的な弁護士の方ともご相談されての結果ということであれば、我々はそれに対してどうこう言う立場ではございませんので、それでお進めいただいたらと思います。

一つ、その中で、この方は登録グループですけども、ご住所が豊能町で大阪府なんですけども、こういうケースは多々あるんですか。

中央公民館長
(渡瀬)

公民館、市外の方が利用しているということで、どうなんだというご質問だと思うんですけども。公民館といいますのは、地域に住む皆様方が利

用する施設ですけども、やはり近隣の住民の方、このあたりも対象にしておりますので、行政が、区域が違うから拒むということはございません。川西の場合、非常に南北に長くて、北へ行きますと猪名川町とか、今言います豊能町もございます。そういう形からいきますと、結構な方がグループ活動等でご利用になっているという状況でございます。

松榮委員長

ありがとうございます。
ほかにはよろしゅうございますか。

加藤委員

この筋とはそれるんですけども、こういう訴外になった場合に、いわゆる事実認定というのか、現場検証に当たるようなことっていうのは行われるんですか。例えば第三者的に見て、先ほど出ましたように、それが動線に当たるとか、普通の人にはこけないだろうというようなことに関するその判定というのがあるのか、ないのかというのが。あったからどうこうと言うんではないんですが。

中央公民館長
(渡瀬)

確かにおっしゃるとおり、第三者の認定になろうかと思えます。そうすると、やはり訴訟での事実関係になるんですけども、今回、全国市長会の保険、損害保険ジャパンですので、そちらにはこの保険を対応する場合には、やはり見取図、当然、当時の写真を撮っていますので写真の状況とか、事故発生していませんけどもね、どのあたりにパネルを立てた、行動はどうなっている、どこにパネルを置いた、そういうふうな図面をお示しして、向こうの担当者が施設に参りまして、現状も確認をしてもらおう。そういう中で判断をしておられたというところでございます。

加藤委員

だから、いわば保険会社が第三者の立場として、事故の状況をしっかり確認してくれたという形での支払ですね。

中央公民館長
(渡瀬)

はい、そのとおりでございます。

松榮委員長

ただ、一般的な考え方からいえば、その場合は、こちら側が全面的に非を認めない限りはそれは成立しないのではないですか。我々がそれに対して不服を申し立てれば、それは成立しないと思います。その点、全面的に我々が非を認めて、それでお願いしますということであれば保険会社は受けてくれますけども、それを保険会社が、こっちが悪い、あっちが悪いと

いう判断は一切していないと思います。我々が、我々の責任ですから払ってやってくださいということを前提での話がそういう結果になると解釈しますが。そこで半分はこっちに責任がある。半分違いますということになれば全額出ないですからね。これ全面的に我々が間違っていました、瑕疵がありますということ言えば、保険会社は、わかりましたと、こっちでさせていただきますという事で支払っていただけますが、さもなくば裁判しかないわけですけど。

中央公民館長
(渡瀬) 少し説明が十分ではなかったんですけど、損保会社が入って現場を見ていただいて、いわゆる損害ですね、休業補償とか、それから治療ですね、そのあたりの数字を出しながら、最終的にはひとつの過失割合ということで、相手側が6割の過失、市側は4割の過失ということで数字を提示をいただいて、それを相手側に見せて、いかがですかという話をさせていただいております。これで相手がこれでは不服であれば、市としてもいいですか、教育委員会としてもやはり訴訟に入らざるを得なかったかなという理解をしているところでございます。

松榮委員長 わかりました。
 そういうことで、相手とのその持分が4分6分ということで了解がお互いにとれたうえでの保険会社からの出金ということになったということで理解できました。

中央公民館長
(渡瀬) よろしくをお願いします。

松榮委員長 この件については、ほかによろしゅうございますか。

加藤委員 請求はもっと多かったということですね、6：4というと。

中央公民館長
(渡瀬) 今回の事故、治療費が多くかかっている部分と、それと、相手側は、主婦であっても休業補償とか、それから市の過失があるとかおっしゃられて、この状況、いわゆる後遺障害が出ているんですけど、その診断書をもとに担当医と相談されて一定の率での数字を出されています。ですから、総額でいくと、230万円ぐらいの額が出ておるというところでございます。

松榮委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

ご報告ありがとうございました。ご苦労様でございます。

松榮委員長

では次に、諸報告2「平成25年度川西市生涯学習短期大学(レフネック)入学案内について」であります。事務局からご報告をお願いいたします。

生涯学習センター
所長(中定)

それでは、「平成25年度川西市生涯学習短期大学(レフネック)入学案内」についてご報告いたします。

平成25年度のレフネック事業につきまして、本日配付しました資料2 - お手元の方に本日配らせていただいた紺色の冊子でございます - のとおり取りまとめましたので、ご報告させていただきます。

まず、レフネックの全体的なことですが、4学科とも従前と同じく各20回、土曜日の開講でございます。4学科とも5月25日から講義を開始する予定でございます。

まず、今回募集いたします第20期生第1年次の2学科ですが、初めに「地域・環境政策学科」を6ページから10ページに掲載しております。「人と人、そして人と自然の共生をめざして」をテーマに、世界市民に求められる知識を総合的な視点から修得し、発展していくための具体的な方策を立案するための政策的・方法論について2年間学ぶ予定でございます。関西学院大学総合政策学部学部長様ほか14名の先生方にご指導いただく予定です。

もう1学科につきましては、「宇宙・天文学科」を11ページから14ページに掲載しております。「宇宙の成り立ちから太陽系の誕生まで」と題しまして、最も古い学問のひとつである天文学の基礎から学び始めまして、20世紀後半からの科学技術進歩による宇宙研究の最前線にふれる学習を展開いたします。大阪大学、京都大学、神戸大学等、西日本で宇宙科学の最前線でご活躍の先生方、1年次につきましては6名にご講義をいただく予定でございます。

次に、昨年からの続きですが、2年次になります。「建築学科」及び「水資源・環境学科」につきましてでございますが、本年度につきましては募集はいたしません。「建築学科」は、15ページから18ページに掲載しております。「つくり・まもり・育てる建築を目指して」というテーマで、2年次は東日本大震災を踏まえて建築と防災、建築とエネルギーについてさまざまな角度からご講義をいただく予定です。近畿大学建築学部の11名の講師にご指導いただきます。

2年次のもう一つの学科「水資源・環境学科」でございますが、19ペ

ージから22ページに掲載しております。「水と人と社会のあり方を探る」をテーマに、水資源・環境の全体像を把握し、現代社会の課題解決に取り組み、サステナビリティ - 翻訳しますと、「次世代への継承」という意味だそうでございます、サステナビリティという思想を踏まえ学生の意欲的な研究を進めていただきます。2年次は立命館大学教授等4名の先生にご講義をいただきます。

続きまして、オープン講座でございます。レフネックの在校生70人、公募の一般市民80人、合計150人を対象に3回のコースを開催予定しております。入学案内では23ページの「音楽文化講座」として、「演歌と大衆文化」と題しまして、講師は大阪大学大学院文学研究科准教授 輪島裕介先生を予定しております。

2コース目につきましては24ページの「笑い与健康講座」として、「笑って！ストレス解消、生活習慣予防」と題しまして、福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センター教授で大阪大学大学院医学系研究科招聘教授の大平哲也先生にご担当いただく予定でございます。

オープン講座の3コース目は、その隣25ページでございます。「文学講座」として「司馬遼太郎『街道をゆく』 - アジアを読み解く旅(韓国・中国・台湾)」と題しまして、立命館大学名誉教授の木村一信先生他2名の先生に4回の講義をお願いしております。

なお、ただ今報告いたしました入学案内に掲載しておりますレフネックの事業につきましては、平成24年6月22日と12月20日開催いたしました平成24年度第2回、3回生涯学習センター運営委員会にお諮りしております。

なお、来年度入学式につきましては、5月18日土曜日に開催させていただきますので、教育委員の皆様方には、ご多忙のところではございますが、ご臨席を賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上、平成25年度川西市生涯学習短期大学(レフネック)入学案内についての説明を終わらせていただきます。

松榮委員長

ありがとうございました。

只今のご報告について、質問はございませんか。

磯部委員

質問ではございませんが、先日の修了式、お疲れ様でございました。

修了式で、冒頭、教育長のごあいさつから始まって市長のごあいさつ、委員長のごあいさつなど、皆様、共通しておっしゃっていたことが、平成25年度の修了式のパンフレット冒頭のごあいさつにもございますが、市

長は、「修了後は得られた知識やノウハウを地域活動などに還元されていらっしゃる皆さんがいらっしゃることは本当に心強く感じています。」と、まちづくりという視点で修了式のときにそれをおっしゃっていましたが、教育委員会からは、「学校教育であるとか地域コミュニティを通じての子どもたちのはぐくみに皆さんの力を活かしてほしい。」というメッセージをお伝えになり、本当にそこは大事なところだと思っております。こういう声が少し前から出てきていて、次は具体的にどのようにアレンジしていくのかということがひとつのテーマになってくるかと思っております。

次年度は、地域・環境政策学科ということで、大きなテーマが「人と人」「人と自然の共生」ですので、まさにこのあたりは、まちづくりや教育環境の整備にも活かしていただけたらと思っておりますし、今年も天文学の年でもありまして、子どもたちもすごく興味を持って天体観測などもしましたし、宇宙のことに目を向けていくということも大事なことだと思います。

修了式のときには、この学びを通じて、地域で皆さんの力を活かしてくださいというメッセージをお伝えするだけでなく、開講当初から、2年間通じてそのようなメッセージを伝え続けるということもひとつの手かなと思っております。

講師をしていただく先生方というのは、ご自身で教案を考えていらっしゃると思いますが、可能な範囲で、例えば、川西市のこれからのことを考えたときに活かしてもらえそうなコメントとか、教案づくりとかいうのも働きかけをしていただければ、さらにいいものになるのかなと思っております。

司会もとてもウィットに富んで楽しい司会でした。

では、今後ともよろしく願いいたします。

磯部委員、どうも先日はありがとうございました。また、今、本当に貴重なご意見賜りまして、ありがとうございます。

生涯学習センター
所長（中定）

実をいいますと、こういう冊子にまとめるまでの間、関西学院大学様のこの地域・環境政策学科をひとつ例に言いますと、今年度から新しいマスタープランが始まるという市の背景を説明させていただいたうえで、今、地域住民またレフネックの学生に何が求められているのかということから、まずこちらの学部長様の方をお願いをしております。

それで、この講義の内容自体の中には少し見え隠れしている点があってわかりにくいところがあるんですけども、今の社会学また行政の問題ということをもひも解いて講義するというふうに、ボランティアであったりとか地域住民の参画というものは避けられないということは熱を入れてお願い

をしておりまして、この2年間の地域・環境政策学科の方でも、ボランティアの重要性、また住民参加の必要性というものを要所で散りばめていただいて、それを、早くいえば、市民に訴えるような形での講義の締めくくりという点で先生方をお願いしておると。そういった中で、教育機関としてどのように参画に働きかけていくかというところで、一番大事な講義の中で先生の方に訴えかけていただくという仕掛けをしておるところでございます。

以上です。

磯部委員

ありがとうございます。

では、もう一つお願い事ですけれども、今、本当に前向きな歩みを進めてらっしゃるというお話を伺いました。レフネックで育んだ力は、教育であったり、まちづくりであったり、福祉であったり、いろんなところで活かしていただけたと思いますので、ぜひここにお集まりの皆さんで考えて頂きたいと思います。レフネックの修了生、こんなことができます、では、修了生の皆様の力を借りてこんなことをお願いしたいというようなことを、行政の皆様のいろんな立場からの横のつながりも大事にいただけて、人材の有効活用というのでも進めていただければと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

松榮委員長

いいご意見出ましたね。私もそのように思います。どうぞ垣根を取り払って、福祉などの方とも横の連絡をとりながらニーズを探って、生徒の皆さん、卒業生の皆さんにもお知らせするような機会をぜひ設けてあげてください。よろしくお願いいしておきます。

全体には非常にすばらしい学科が立ち上がってきて、充実した状況があると思います。

そのレフネックの運営委員会の方で出た問題点など、大きなものだけでもご報告いただければ。我々も同じレベルに頭を切りかえておきたいと思っておりますので、お教えいただければと思いますけれども。

生涯学習センター
所長（中定）

レフネックの運営委員会の中で出た問題としまして、やはりこのレフネックの講義自体が男性の年配の方が中心に参加されるというふうな形で、以前から学長も懸念されております女性の学生の参加という点で、非常にその辺は意見の出たところでございます。

ただ、生涯学習センターという器、建物を考えますと、グループ活動のほぼ7割以上は女性の方がご利用になられている施設で、こと講座、こう

いった学習をしましょう、大学レベルの話ですよと言ったときには、それが逆転しまして、男性が多いのかな。それと、やはり女性の方は「私らそんな難しい勉強できへんわ」というようなことで謙遜されるというふうなことがございまして、なかなかとっつきにくい、文学とか心理学の問題ではとっつきやすいんだけど。そういったことがあるのかなという内容です。

あと、運営委員会の中で出た意見としましては、いろんなご意見が出てまいりましたが、やはりぱっと広報を見てこの入学案内をごらんになる一般市民の方が、専門用語などが非常に難しいのではないかというご指摘がございました。それにつきましては、この説明文章の中で括弧書きにして和訳をすとかいうような形で、文章全体を読んでいただくとわかるように専門用語の解説をしております。

片や、あまりわかりやすくしますと、今度、高度で専門的な勉強をしたいという意気込みのある方にはちょっと不足なのかなというふうなご懸念があるというふうなことも聞いておりますので、その辺は、どんな方がごらんになられても講義の内容がわかるような形で、運営委員会の方のご意見も賜りながら、一言一句、注釈を入れたりして改良を加えてまいりました。

松榮委員長

ありがとうございます。

ほかにはもうございませんか。

定数の問題とか、先生とか、これの抽選の方法とかいうのは従来どおりでいけますか。

生涯学習センター
所長（中定）

定数の問題につきましては、運営委員会の中で、やはり学識経験者以外に創設当時から委員をされている方、またレフネックの受講者代表 - O Bの方ですね - がいらっしゃいまして、以前、中央町で実施していた折は、古い施設は45名定員で、今の丸の内町に移ってから70名定員になったんです。そのたかだかの25人ふえただけで非常にクラスの中の一体感が希薄になったというふうなご意見もあって、今のクラスというのが、物理的にも、またクラスの一体感を保つという意味でも、ぎりぎりなのかなという意見は以前から出ております。来年度、また新しい環境に変わりますして施設が面積的に大きくなったときにはどうするのかという意見は、また新たに運営委員会の中で諮っていきたいというように考えております。

それと、毎年、おかげさまで、多いときには2倍3倍以上の倍率があるレフネックなんですけれども、委員長がお尋ねになるその抽選方法につきましては、たしか平成17年度までの運営委員会で再三ご審議いただきま

して、まず一度申し込まれて落ちた方の優先枠を設け、その優先枠は20名とすると、残りの70名引く20名の50名につきましては、落ちた優先枠の方からまた外れた方も入れて、その中で厳正な抽選をしようというように取り決められておりました、それにつきましては、毎年、運営委員会の中でも抽選方法は同じようにするのかというふうなご意見出ますけれども、来年度、平成25年度の抽選につきましても同じような仕方であるというふうなご意見で固まっております。

以上です。

松榮委員長 ありがとうございました。
ほかによろしゅうございますか。

松榮委員長 ありがとうございました。ご報告、非常にすばらしいレフネックの短期大学ということで歴史も積み重なってきております。いろんな大学や立派な施設とのひもつけをしていただいて、うれしく思っております。このままどんどん輪を広げていっていただければと思います。

松榮委員長 では、以上で本日の議事はすべて終わりました。
次回の定例教育委員会は、3月25日(月)午後2時から、教育情報センター研修室において開会いたします。

松榮委員長 これをもちまして、第2回川西市教育委員会(定例会)を閉会いたします。お疲れ様でございました。

[閉会 午後2時40分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

平成25年3月25日

署名委員 加藤 隆一郎 Ⓜ

磯部 裕子 Ⓜ